

現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人については、工事現場ごとに常駐を義務付けているところですが、利根町では、平成23年度より常駐を緩和する規定を設け、町が常駐義務を緩和しても特に支障がないと認める場合に限り、現場代理人の他工事との兼務を一部認めることとしましたのでお知らせします。

現場代理人を兼務する場合には、必ず下記の手続に従ってください。虚偽等があった場合や、安全管理等に起因する事故等があった場合には、今後、町の発注する工事で兼務は認めないとともに、指名停止措置等を行うこともありますのでご注意ください。

記

1 現場代理人の兼務を認める要件

町が発注する工事で、次のいずれかの要件を満たす工事については、兼務を認めます。

- (1) 同一の場所又は近接した場所で密接な関係のある（工事の追加発注、諸経費調整を行う近接工事、同一の分割発注工事等）工事であること。なお、この場合請負金額の上限は設けないこととします。
- (2) 1件の請負金額が1,000万円未満の工事であり、かつ、2件までであること。ただし、(1)の工事で請負金額の合計が1,000万円未満の場合は、1件として取り扱うものとします。

2 兼務の手続き

現場代理人を兼務する場合、「現場代理人届」に併せて、兼務する工事の位置図、工程表を添付のうえ、「現場代理人兼務届」（別紙様式）を発注課（所）長に提出してください。なお、発注課が異なる場合は、それぞれの課に提出すること。

3 留意事項

- (1) 現場代理人が、作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合には、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、町との連絡に支障をきたさないこと。
- (2) 現場代理人を兼務したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、それぞれの工事の現場における安全管理に、より一層配慮すること。
- (3) 現場代理人を兼務した、それぞれの工事において、工期内の履行を徹底すること。

- (4) 現場代理人を兼務した場合は作業期間中、移動中を除き、それぞれの工事の現場を同時に不在とすることはできません。
- (5) 現場代理人は、兼務する工事の設計変更（増額変更）により、請負金額が1（2）の金額以上になった場合においても、引き続き兼務できるものとする。
- (6) 現場代理人を兼務したことにより、施工管理体制が不十分と判断した場合、町は現場代理人の兼務を取り消すものとします。この場合、請負者は、新たに現場代理人を配置しなければならないこととなります。

4 その他

予定価格130万円以下の担当課執行の町発注工事及び、除草工事については、現場代理人の兼務件数に制限を設けません。

5 適用

平成23年4月1日以降に起工する工事に適用します。